

定住等誓約書兼同意書

誓約事項

- 1 茨城町に申請日が属する年度の 3 月 31 日までに、取得する住宅での居住を開始し、その所在地を住所地として住民登録するとともに、申請日から 5 年以上、生活の本拠地として継続して居住する意思を有しています。
- 2 申請時において、転入後 3 年以内です。また、転入日より前の 1 年間、町に住民登録されていません。
- 3 世帯全員は町税等を滞納していません。
- 4 世帯全員は暴力団員等ではありません。
- 5 その他、茨城町移住者新築住宅等取得補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 3 条の全ての要件に該当します。
- 6 要綱第 10 条の規定により補助金の交付決定が取り消された場合には、第 11 条の規定により、当該補助金の全部又は一部を返還します。
 - (1) 全額の返還
 - ア 虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたとき
 - イ 対象住宅を補助金の申請日から 3 年未満で譲渡し、交換し、若しくは貸付けたとき
 - ウ 対象住宅から交付決定者及びその世帯員の全員が、補助金の申請日から 3 年未満で転出又は転居したとき
 - エ 第 3 条に規定する要件を満たさないことが新たに判明したとき
 - オ その他、町長が全額の返還が必要であると認めたとき
 - (2) 半額の返還
 - ア 対象住宅を補助金の申請日から 3 年以上 5 年未満で譲渡し、交換し、若しくは貸付けたとき
 - イ 対象住宅から交付決定者及びその世帯員の全員が、補助金の申請日から 3 年以上 5 年未満で転出又は転居したとき
 - ウ その他、町長が半額の返還が必要であると認めたとき

個人情報取扱い同意書

茨城町長は、茨城町移住者新築住宅等取得補助事業の実施に際して得た個人情報について、町が定める茨城町個人情報保護法施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

茨城町移住者新築住宅等取得補助金の交付申請にあたり、上記誓約事項について誓約するとともに、個人情報取扱い同意書並びに、私（申請者）及び申請者以外の世帯員（18歳以上）について住民登録情報、町税等の滞納状況及び暴力団との関係の有無等、本申請内容の確認に係る一切の事項について、他の官公署等に調査、照会、閲覧等することについて同意します。

茨城町長 宛

年 月 日

住所

氏名（自署）

申請者以外の世帯員（18歳以上）

申請者との続柄	氏名 ※必ず本人が自署してください。

※氏名は必ず本人がそれぞれ自署してください。